

アプリ定期積金

(2026年9月28日現在)

商品名（愛称）	・アプリ定期積金	
販売対象	・「あるしんアプリ」から新規預入される方 ・個人および個人事業主の方	
契約期間	・6ヵ月以上5年以下	
掛込	掛込方法	・定期または数回にわたり掛金の掛込みができます。
	掛込金額	・100円以上
	掛込単位	・100円単位
支払方法	・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。	
利息 (給付補填金)	適用金利	・固定金利 ・契約時に表示する約定年利回りを満期日まで適用します。
	給付補填金の支払方法	・給付補填金は満期日以後に一括して支払います。
	計算方法	・給付補填金は付利単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算
税金	・給付補填金には、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。（なお、マル優は利用できません）	
付加できる特約事項	・普通預金等からの自動振替による受入ができます。	
満期時の取扱い	・掛込に遅れがない場合は、満期日に給付契約金が振替元口座に自動入金されます。 ・掛込に遅れがあり、遅延利息が発生する場合には、給付契約金から遅延利息が差し引かれた金額が自動入金されます。 ・掛込に遅れがあり、満期日に全ての掛込が完了しない場合には、アプリでの解約ができません。窓口にてお手続きが必要となります。	
中途解約時の取扱い	・アプリでの中途解約はできません。窓口にてお手続きが必要となります。 ・満期日前に解約する場合は、①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ・掛金総額が掛込まれないまま満期日以後解約する場合、満期日までの利息は、①、②の解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ①初回掛込日から解約日までの期間が1年未満の場合、解約日における普通預金利率 ②初回掛込日から解約日までの期間が1年以上の場合、 約定年利回り×60%（ただし、小数点第3位未満は切り捨て計算し、解約日における普通預金利率を下限とします）	



アルプス中央信用金庫

苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス課（9時～17時、電話：フリーダイヤル0120-173017）にお申し出ください。 ・紛争解決措置 東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス課または全国しんきん相談所（9時～17時電話：03-3517-5825）にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは当金庫コンプライアンス課または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください。
その他参考となる事項	・掛込みが遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、または約定年利回り（1年を365日とする日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）